

新旧対照表
【食品衛生法に係る食品等の通関の際における取扱い等について（昭和 57 年 9 月 29 日蔵関第 1055 号）】
 (注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>食品衛生法に係る食品等の通関の際における取扱い等について</p> <p style="text-align: center;">蔵関第 1055 号 昭和 57 年 9 月 29 日 改正 蔵関第 726 号 平成 3 年 8 月 30 日 改正 財関第 427 号 平成 17 年 3 月 31 日 改正 財関第 461 号 平成 20 年 4 月 23 日 改正 財関第 369 号 平成 27 年 4 月 7 日 改正 財関第 942 号 平成 28 年 8 月 3 日 <u>改正 財関第 861 号</u> <u>令和元年 6 月 27 日</u></p> <p>標記のことについては、「食品等輸入監視の協力方依頼について」（昭和 57 年 9 月 25 日環食第 203 号）の別添「食品衛生法に係る食品等の通関の際における取扱要領」に従って処理することとし、昭和 57 年 10 月 1 日から実施されたい。</p> <p>別 添</p> <p style="text-align: center;">環食第 203 号 昭和 57 年 9 月 25 日 改正 衛検第 233 号 平成 3 年 8 月 29 日 改正 食安発第 0330002 号 平成 17 年 3 月 30 日 改正 食安発第 0418001 号 平成 20 年 4 月 18 日</p>	<p>食品衛生法に係る食品等の通関の際における取扱い等について</p> <p style="text-align: center;">蔵関第 1055 号 昭和 57 年 9 月 29 日 改正 蔵関第 726 号 平成 3 年 8 月 30 日 改正 財関第 427 号 平成 17 年 3 月 31 日 改正 財関第 461 号 平成 20 年 4 月 23 日 改正 財関第 369 号 平成 27 年 4 月 7 日 改正 財関第 942 号 平成 28 年 8 月 3 日</p> <p>標記のことについては、「食品等輸入監視の協力方依頼について」（昭和 57 年 9 月 25 日環食第 203 号）の別添「食品衛生法に係る食品等の通関の際における取扱要領」に従って処理することとし、昭和 57 年 10 月 1 日から実施されたい。</p> <p>別 添</p> <p style="text-align: center;">環食第 203 号 昭和 57 年 9 月 25 日 改正 衛検第 233 号 平成 3 年 8 月 29 日 改正 食安発第 0330002 号 平成 17 年 3 月 30 日 改正 食安発第 0418001 号 平成 20 年 4 月 18 日</p>

新旧対照表
【食品衛生法に係る食品等の通関の際における取扱い等について（昭和57年9月29日蔵関第1055号）】
(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後				改正前			
検疫所名	課（又は官）名	住所	担当区域	検疫所名	課（又は官）名	住所	担当区域
(省略) 神戸検疫所	(省略) 食品監視第二課	(省略) <u>〒658-0033</u> <u>神戸市東灘区向洋町西1</u> <u>神戸税関六甲アイランド出張所内</u>	(省略) <u>兵庫県（尼崎市、西宮市（山口町を除く。）、伊丹市、宝塚市、川西市、川辺郡、芦屋市及び神戸市（東灘区及び灘区に限る。）に限る。）</u>	(同左) 神戸検疫所	(同左) 食品監視第二課	(同左) <u>〒658-0031</u> <u>神戸市東灘区向洋町東4-16</u> <u>神戸航空貨物ターミナル</u>	(同左) <u>兵庫県（神戸市東灘区及び灘区に限る。）</u>
(省略) 鹿児島検疫所支所	(省略) 検疫衛生・食品監視課	(省略) <u>〒892-0812</u> <u>鹿児島市浜町2-5-1</u> <u>鹿児島港湾合同庁舎</u>	(省略) 宮崎県 鹿児島県	(同左) 鹿児島検疫所支所	(同左) 検疫衛生・食品監視課	(同左) <u>〒892-0822</u> <u>鹿児島市泉町18-2-31</u> <u>鹿児島港湾合同庁舎</u>	(同左) 宮崎県 鹿児島県
(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(同左)	(同左)	(同左)	(同左)

新旧対照表

【食品衛生法に係る食品等の通関の際における取扱い等について（昭和57年9月29日蔵関第1055号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>様式第1号</p> <p>検疫所長殿 年 月 日</p> <p>輸入者住所 〃 氏名 印</p> <p><u>〃 電話番号</u></p> <p>確 認 願</p> <p>個人使用 展示用</p> <p>下記の貨物は 試験研究用 であり、食品衛生法第27条に基づく届出の 装飾用 その他〔備考欄に記載〕</p> <p>必要のない貨物であるので確認願います。</p> <p>記</p> <ul style="list-style-type: none"> ・品 名 ・積込数量及び重量 ・船舶の名称又は 航空機の便名 ・到着年月日 (展示用又は試験研究用の場合に記入してください。) ・展示場所又は 試験所名、試験内容 ・残余貨物処理方法 ・備 考 	<p>様式第1号</p> <p>検疫所長殿 年 月 日</p> <p>輸入者住所 〃 氏名 印</p> <p>確 認 願</p> <p>個人使用 展示用</p> <p>下記の貨物は 試験研究用 であり、食品衛生法第27条に基づく届出の 装飾用 その他〔備考欄に記載〕</p> <p>必要のない貨物であるので確認願います。</p> <p>記</p> <ul style="list-style-type: none"> ・品 名 ・積込数量及び重量 ・船舶の名称又は 航空機の便名 ・到着年月日 (展示用又は試験研究用の場合に記入してください。) ・展示場所又は 試験所名、試験内容 ・残余貨物処理方法 ・備 考

新旧対照表

【食品衛生法に係る食品等の通関の際における取扱い等について（昭和57年9月29日蔵関第1055号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
検疫所確認欄	検疫所確認欄
様式第2～9号 (省略)	様式第2～9号 (同左)
様式第10号	様式第10号
見 本 採 取 票	整理番号 _____
殿	年 月 日
検疫所食品衛生監視員	印
食品衛生法第28条第1項（同法第62条第1項及び第3項において準用する場合を含む。）の規定により、検査のため採取したので通知します。	食品衛生法第28条第1項（同法第62条第1項及び第3項において準用する場合を含む。）の規定により、検査のため採取したので通知します。

新旧対照表

【食品衛生法に係る食品等の通関の際における取扱い等について（昭和57年9月29日蔵関第1055号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前							
採取 した 貨物	品名・銘柄	数量	品名・銘柄	数量						
積載船(機)名		入港年月日 年 月 日	積載船(機)名		入港年月日 年 月 日					
蔵置場所		採取年月日 年 月 日	蔵置場所		採取年月日 年 月 日					
B/L No.		申告番号	B/L No.		申告番号					
採取職員所属 氏名	印									
見本処理区分	<input type="checkbox"/> 返却 <input type="checkbox"/> 保存 <input type="checkbox"/> 分析		見本処理区分	<input type="checkbox"/> 返却 <input type="checkbox"/> 保存 <input type="checkbox"/> 分析						
返却欄	申告者受取印	受取年月日	返却欄	申告者受取印	受取年月日					
備考										
(注) 太線枠内は税關職員記入欄										
(用紙の大きさは、 <u>日本産業規格</u> B列6番又はA列5番とする。)										
(注) 太線枠内は税關職員記入欄										
(用紙の大きさは、 <u>日本工業規格</u> B列6番又はA列5番とする。)										